

【イギリス】事業及び計画法の制定 —新型コロナウイルス感染症への対応支援—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年7月、新型コロナウイルス感染症の流行が継続する状況に対して、それに適応した経済活動ができるよう各種事業を支援する法律が制定された。

1 制定の背景

イギリスにおいて新型コロナウイルス陽性と判定された者の数は、2020年4月に1日当たりの平均が4,900人程度まで増加し、その後は減少したものの、同年7月においても600人程度と高止まりしていた¹。こうした状況に各種事業が適応できるよう支援するため、2020年7月22日、2020年事業及び計画法²（正式名称は「経済の復旧及び成長の促進に関する規定を定めるための法律」。以下「2020年法」）が制定された。

2 2020年法の構成等

2020年法は、全4部27か条から成り、第1部「店外における飲食物の消費」（第1条～第11条）、第2部「事業に関するその他の措置」（第12条～第15条）、第3部「計画」（第16条～第22条）、第4部「一般規定」（第23条～第27条）に分かれている。施行日は、一部の規定を除き、2020年7月22日である。

3 2020年法の主な内容

(1) 店外での飲食を容易にするための措置

飲食店（バー、レストラン、パブ等）が、店外で営業するため公道にテーブル、椅子等の備品を一時的に設置することを円滑に認可するための手続を設けている（第1条～第10条）。これは、ソーシャル・ディスタンス規制により飲食店の収容能力が制約されていることに対応するもので、2021年9月30日までの時限的措置（ただし、主務大臣による適用期間の延長は可能）である（第10条）。設置の申請は電子的手段で行わなければならない、認可手数料は100ポンド³を上限として認可主体である地方自治体が定めるものとする（第2条）。申請を受けた地方自治体は、14日以内に認可するか否かを決定しなければならない（第3条）。さらに、地方自治体は、備品の設置が通行の障害となるかを検討する際、特に障害者のニーズに留意しなければならない（同条）。認可の有効期間は、最短で3か月、最長で2021年9月30日までとする（第4条）。地方自治体は、飲食店側が認可の条件に違反した場合に認可を取り消すか又は違反を改めるよう求めることができ（第6条）、危険な備品については必要に応じ撤去することができる（第7条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ Coronavirus (COVID-19) in the UK. GOV.UK website <<https://coronavirus.data.gov.uk/cases>>

² Business and Planning Act 2020 c.16. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/16/contents/enacted>>

³ 1ポンドは、約136円（令和2年9月分報告省令レート）である。

また、アルコール飲料について、従来の規制（2003年認可法⁴）では、販売した店内でのみ当該飲料を消費することを前提とした認可と、販売した店外での消費を前提とした認可が区別されていた。この「店外」には、公道も含まれている⁵。これに対して、2020年法は、前者の認可を受けた者が、原則として、店外での消費を前提とした販売もできるようにしている（第11条）。このアルコール飲料に関する措置の適用期間も2021年9月30日までであるが、主務大臣による延長が可能である（同条）。

(2) 中小企業への融資促進

2020年5月、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、中小企業が迅速に資金を調達できるように新たな融資スキーム「バウンス・バック・ローン」の適用が開始された⁶。元来、中小企業への融資には、過去の財務データの提供や事業計画及び財務予測の審査が必要とされており、1974年消費者信用法⁷等が詳細な情報開示を求めてきた。しかし、こうした要件は、当該スキームの趣旨に適合しないものであった。そこで、2020年5月に制定された命令⁸により、当該スキームについて情報開示要件が簡素化された。2020年法は、バウンス・バック・ローン・スキームの利用を更に推進するため、当該スキームによる融資に対して1974年消費者信用法の一部規定を適用しないことを定めている（第12条）。

(3) 建設業への支援

新型コロナウイルス感染症による事業の遅延に対応するため、1990年都市農村計画法⁹の一部を改正して建設業における労働時間の制限を一時的に緩和し、夜間・休日労働による労働時間の延長を認めている（第16条）。また、同法及び1990年計画（指定建造物及び保護地域）法¹⁰の一部を改正して、未実施の開発計画許可等の期限延長を認めている（第17条～第19条）。

4 適用される領域

イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドから成るが、上記3で述べた規定が適用される領域は規定ごとに異なっている。(1)のうち備品設置規制はイングランド、アルコール飲料販売規制はイングランド及びウェールズ、(2)は全領域、(3)はイングランドにおいて適用される（第1条、第16条～第19条及び第24条）。

参考文献

- ・“Business and Planning Act 2020: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/16/pdfs/ukpgaen_20200016_en.pdf>

⁴ Licensing Act 2003 c.17. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/17/contents>>

⁵ Home Office, “Alcohol licensing: guidance on new temporary off-sales permissions,” 3 August 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-for-temporary-alcohol-licensing-provisions-in-the-business-and-planning-bill/alcohol-licensing-guidance-on-new-temporary-off-sales-permissions>>

⁶ “Bounce Back Loan Scheme (BBLs).” British Business Bank website <<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/bounce-back-loans/>> バウンス・バック・ローン・スキームとは、1社当たり2千～5万ポンド、返済期間最長6年の少額融資スキームである。政府が与信の全額を保証し、利子・手数料についても12か月間政府が支払う。日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所「新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策」2020.8.2, p.2. <https://www5.jetro.go.jp/newsletter/london/2020/COVID-19_measures_uk.pdf>

⁷ Consumer Credit Act 1974 c.39. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/39/contents>>

⁸ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Coronavirus) (Amendment) Order 2020 No.480. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/480/introduction/made>>

⁹ Town and Country Planning Act 1990 c.8. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1990/8/contents>>

¹⁰ Planning (Listed Buildings and Conservation Areas) Act 1990 c.9. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1990/9/contents>>